

平成22年3月31日

債権者各位

更生会社パシフィックホールディングス株式会社

更生会社パシフィックリアルティ株式会社

更生会社有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント

管財人 前 田 俊 房

管財人 田 端 仁 一

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当更生会社の更生手続きにつきましては格別のご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は平成22年1月29日東京地方裁判所に更生計画案を提出しておりましたが、去る平成22年3月29日に開催されました関係人集会におきまして、大多数の債権者の皆様より更生計画案へのご賛同を賜り、本日、同裁判所より更生計画認可の決定をいただくことができました。

これもひとえに債権者の皆様の特段のご理解とご支援の賜物と心より感謝申し上げます。次第でございます。

今後、新体制により管財人・役職員一丸となって更生計画遂行に努め、確固たる収益基盤を構築していくと共に、厳しい経営環境の中ではありますが早期に再建を目指す所存であります。

つきましては、今後とも倍旧のご支援とご指導を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

なお、更生会社有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメントは、本日、定款変更し、株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメントに商号変更を致しました。同社は、平成22年4月1日をもちまして、更生会社パシフィックリアルティ株式会社を吸収合併致しますので、これらの2社は、同日以降、更生会社株式会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメントとなります。

まずは略儀ながら、書中をもちましてご報告と御礼のご挨拶を申し上げます。

敬 具

平成21年(ミ)第18号乃至第20号 会社更生事件

決 定

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

平成21年(ミ)第18号更生会社 パシフィックホールディングス株式会社

東京都中央区八重洲二丁目10番10号

平成21年(ミ)第19号更生会社 パシフィックリアルティ株式会社

東京都中央区八重洲二丁目10番10号

平成21年(ミ)第20号更生会社 有限会社パシフィック・プロパティーズ・インベストメント

上記3社管財人 前 田 俊 房

同 田 端 仁 一

主 文

本件更生計画を認可する。

理 由

管財人から提出され、可決された更生計画は、会社更生法199条2項各号に掲げる要件をいずれも具備しているものと認められるので、これを認可することとし、主文のとおり決定する。

平成22年3月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之



裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 西 村 英 樹

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 手 嶋 健 一 郎

